

「国際刑事裁判所（ICC）への協力」の意味の拡大： アジア太平洋地域における犯罪化、プロモーション、 および対話

越 智 萌

はじめに

国際刑事裁判所（「ICC」、「裁判所」）への協力義務は、「ICCに関するローマ規程」（ICC規程）第9部に規定される。その内容は主に、ICCでの捜査および訴追に関する協力についてのICCからの要請に応じる義務であり、ICC締約国にこれらの義務があることは文言上明らかである。他方で、ICCの過去20年の実践からは、「ICCへの協力」が意味するものの内容がICC規程上想定されていたものから大幅に拡大しているように見える。ICCの管轄権が国家の管轄権に対して補完的であるとする「補完的体制」は、ICC規程の批准に関わりなく、実質的には、その目標である国際刑事司法への国内的な貢献を求める構造的機能を有する。また近年、ICCに必要とされる「協力」の内容について、円滑な情報共有やICC規程の批准拡大および理解促進のためのプロモーションといった認識レベルでの多様な形態が想定されてきている。さらに、ICCの特殊な管轄権設定により、国際連合（国連）安全保障理事会（安保理）により付託された事態に関しては、ICC規程非締約国にも締約国と同様の協力義務が発生し得る。また、越境的犯罪の場合には、関連する国家には、たとえ非締約国であり協力義務はなくとも、ICCが協力を必要とし対話を求める場合がある。

本稿は、拡大した「ICCへの協力」の意味に関する予備的考察として、必ずしも規程上の義務の範囲にとらわれない「協力」の実践上のあり方について明らかにするための概念枠組みを構築することを目的とする。そのため特に、アジア太平洋諸国¹⁾における実践を検討する。アジア太平洋地域は、ICCに対し最も消極的な地域だと評されてきた²⁾。アジア太平洋地域では、ICCの設立条約であるICC規程の批准率は低く、国内法制度化も芳しくない。ただし、批准や国内法制度化がICCへの協力を確約するわけではないことは、これまで指摘されてきたとおりである³⁾。法定された協力とは別の、多様で一見表面的・技術的な協力の在り方は

無視されるべきではない。アジア太平洋の実践に目を向ければ、ICCが「協力」として想定するもののうち、ICCでの刑事手続のための制度構築や金銭的貢献に限られず、ICCの管轄犯罪（中核犯罪）の国内での犯罪化や、ICC設立前の中核犯罪事件を処理するための特別機関の創設、プロモーション活動への貢献、ICC捜査に関連する対話、といった様々な形態の「協力」活動が見られる。

そこで以下では、第1に、「ICCへの協力」の意味について、ICC規程上の協力、ICC規程の「遵守」の概念、締約国会議の文書、および非締約国との関係の分析を通じて、2つの「法定型」の協力（ICC手続への刑事司法協力と金銭的協力）と3つの「非法定型」の協力（「犯罪化」、「プロモーション」、「対話参加」）という概念枠組みを構築する。第2に、アジア太平洋諸国による「ICCへの協力」の実践を、この概念枠組みを用いて検討する。最後に、この分析を通じて明らかにした、拡大した「ICCへの協力」の内実と課題を受けて、今後の展望を述べたい。

1. 「ICCへの協力」の意味

2007年の第7回ICC規程締約国会議で、「ICC規程の普遍性と完全な実施を達成するための行動計画に関する勧告」（行動計画に関する勧告）の付属文書として、「協力に関する勧告（Recommendations on cooperation）」が採択された⁴⁾。この文書では、「協力（cooperation）」は「援助（assistance）」と並列して、いわゆる刑事司法協力を指す用語として用いられる場合もあり、これは狭義の意味での「協力」とも呼べるだろう。他方、「協力に関する勧告」にはそれ以外にも、多種多様な66の形態の「協力」が列記されている。以下では主に、「協力に関する勧告」で示された「ICCとの協力」の内容について、法定型、すなわちICC規程上想定された形態と、非法定型、すなわちICC規程には記載のない形態に分けて整理する。

1.1. 法定型の協力の態様

1.1.1. ICC手続への刑事司法協力

ICC規程上、ICC規程の締約国は、「この規程に従い、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について裁判所が行う捜査及び訴追において、裁判所に対し十分に協力する」法的義務を負う⁵⁾。具体的には、「自国の国内法の手続が…すべての形態の協力のために利用可能であることを確保する」ことが求められる⁶⁾。運用レベルでは、ICCは締約国に協力を要請する権限を持ち、締約国は国内法に基づいてICCからの逮捕と引渡の要請に従うことになっている⁷⁾。具体的な対象として、捜査と証拠収集、裁判所職員の特権および免除、証人保護、ICCの判決・罰金・没収命令の執行、裁判所の運営に対する犯罪が含まれる⁸⁾。また、締約国は、ICCの要

「国際刑事裁判所（ICC）への協力」の意味の拡大：アジア太平洋地域における犯罪化、プロモーション、および対話（越智）請に応じて協議する必要がある⁹⁾。近年「国家協力の複数の手段」として特に重大性が増すものとして、仮釈放中や無罪となった被告人の取扱いもあげられる¹⁰⁾。法定された協力義務の違反を構成する非協力は、ICC 締約国会議によって監視される¹¹⁾。他方で、ICC から要請された協力以外の刑事司法協力を自発的に行うことは妨げられない¹²⁾。

1.1.2. 金銭的協力

分担金の支払いも、法定型の協力の1つといえる。締約国の分担額は合意する分担率に従うが、基本的に国連における分担率を基礎として調整される¹³⁾。裁判所の費用に対する分担金の支払が2年分延滞した場合、やむを得ない事情によらない限りは締約国会議における投票権を失う¹⁴⁾。他方、追加的資金として任意拠出金を支払うこともできる¹⁵⁾。

1.2. 非法定型の協力の態様

1.2.1. ICC 規程の「遵守」としての国内での「犯罪化」

ICC 規程は、明示的には国内での中核犯罪の犯罪化を義務としていない¹⁶⁾。しかし、「行動計画に関する勧告」の36項は、「規程（…）に定められた犯罪を国内法の下で罰せられる犯罪として含めること」を確保することを奨励するとする。しばしばICC 規程の「履行（implementation）」とも呼ばれるこの形態の「協力」の内容は、ICC 規程の「遵守（compliance）」かどうか議論されてきた。ICC 規程を遵守するとは、ICC の要求に従い、それを実施することを意味するとする見解が主流である¹⁷⁾。他方、法定型の協力の内容とは別に、より広く「遵守」を捉える主張も見られる¹⁸⁾。特にハウス（R. Howse）とタイトル（R. Teitel）は、ICC 規程の遵守は、被疑者を単に引き渡すという行為を超えて、より長い時間枠で複雑な一連の国家の行動を分析することによって最もよく評価できると主張した¹⁹⁾。

この幅広い理解の下では、ICC 規程の遵守は、対応する規範を国内法および/または国内の訴追政策に組み込むことを通じて示唆され得る²⁰⁾。したがって、ICC への正式な加盟または実際の逮捕または引渡とは異なる、ICC 規程遵守のための潜在的な代替形態について議論する必要がある。このような代替案に関する議論では、ICC システムの運用の基本であり、より広い意味を持つ独自の法的政策戦略、つまり「補完性（complementarity）」を考慮に入れる必要がある。

補完性体制とは、ICC は国家の管轄権に対して補完的であり、十分な重大性のある事件のみ受理し、また国家による捜査または訴追が進行中であつそれらが真に捜査・訴追する意思または能力に欠けると判断されない限りで、国内での手続が優先されるという制度を指す²¹⁾。ICC の管轄下にある中核犯罪、すなわちジェノサイド、人道に対する犯罪、戦争犯罪、および侵略犯罪は、「国際社会の関心事である最も重大な犯罪」であり、組織的な方法で行われる

ことが多く、通常は数百または数千の人々が直接的または間接的に実行し得る。ICC への過重な負担を避けるために、ICC 規程にはいわゆる「重大性の敷居 (gravity threshold)」が挿入され²²⁾、最も重大な事件と最も責任のある指導者にのみ焦点を当てるように設計された²³⁾。また、これらの犯罪の防止は国際社会全体の利益であり、刑事訴追は「国家の主権的権利の核心」²⁴⁾ であって、中核犯罪の国内訴追を支持する伝統的な推定があることから²⁵⁾、刑事管轄権を行使するための国家主権への適切な考慮が ICC 規程の補完性体制に組み込まれた²⁶⁾。ICC はまた、各国の能力構築を積極的に支援してきた。立法支援やキャパシティ・ビルディングを内容とする「積極的補完性」のアプローチは、各国政府による中核犯罪の訴追を促進する上で、ICC が重要な役割を果たしていることを示唆している²⁷⁾。

ICC の補完的な設計に鑑みると、ICC にとっての最優先事項は ICC 自身の訴追を実現するための効果的な国家協力ではない、という理念的把握が可能であろう。クレフナー (J. Kleffner) によれば、「補完性が有する監督要素は、国家レベルでの国際的に懸念される最も重大な犯罪の禁止の実施と執行を強化することを目的としたアメとムチのメカニズムと組み合わされている」²⁸⁾。すなわち、国家は、自国での手続が「真に訴追または裁判する意図または能力」²⁹⁾ に欠けると判断されて ICC に事件を奪取されないように自国内での制度を整えるよう促されている。また、結果として、ICC 規程非締約国であっても、補完性の原則に基づく ICC の介入を回避する目的で、主要な犯罪を訴追し処罰できるように自国の刑法を適応させるインセンティブを生じさせているのである。

人の逮捕と引渡、または ICC への証拠の提供などは文字通り ICC 規程の遵守であるといえるが、国内で捜査および訴追を行い ICC のリソースを節約することは、補完性の精神により適しているといえ、広い意味での遵守ともとれる³⁰⁾。そのため、国内での「犯罪化」は、非法定型の「ICC との協力」の一形態であるといえることができる。

1.2.2. 多様なプロモーション活動の重要視

「協力に関する勧告」の特徴は、情報共有や連絡といったコミュニケーション面、ワークショップやセミナーといった意識・能力向上面での、ICC のいわばプロモーション活動の重要性が各所で説かれている点である³¹⁾。

コミュニケーション面については、情報提供に関し、予備的検討の段階での背景情報の提供 (勧告 12)、どのような情報が役立つかに関する概要の提供 (勧告 13)、ICC にとって価値ある背景情報の評価 (勧告 14) といった特定事態に関連するものがある。また、支援の提供に関心のある締約国と支援を受ける意思のある締約国との連絡の促進 (勧告 6)、関連する大使館の連絡先の指定 (勧告 9) や担当者の連絡先の通知 (勧告 25)、ICC の具体的なニーズの通知 (勧告 53) といった一般的な情報提供および連絡先の確保が推奨されている。

「国際刑事裁判所（ICC）への協力」の意味の拡大：アジア太平洋地域における犯罪化、プロモーション、および対話（越智）

意識・能力向上面に関しては多様な方法が考案され推奨されている。例えば、締約国へのハイレベルで実務的な訪問を通じての ICC の主流化と意識向上への貢献（勧告 10）や、国内の専門家や国内の法案起草に関連する人のためのワークショップとセミナー（勧告 4）の必要性を指摘する。またより具体的に、関連職員が ICC 規程について必要な知識を備えていることを確保するために特定のパワーポイントのプレゼンテーションを使用すること（勧告 43）、法律顧問によるアウトリーチ活動への参加（勧告 44）、地域グループの活用（勧告 50）、ICC へのハイレベル訪問者による概要説明（勧告 55）、締約国による国際機構等における ICC の主流化の促進（勧告 61）、共同声明等の発表（勧告 62）、地域機構内部における ICC に関連する作業部会の設立（勧告 64）、締約国による認識向上のための地域セミナーやワークショップの促進、政治的支援の醸造（勧告 66）があげられている³²⁾。

1.2.3. 非締約国との「対話」の重要性

ICC 規程非締約国は、条約法上、形式的には ICC 規程に直接拘束されることはない³³⁾。他方、非締約国の協力が必要になる場面は、ICC において 4 つある。

第 1 に、国連安保理による事態付託の場合である。非締約国は、国連の締約国である場合、潜在的な要求に備える必要がある。Al-Bashir 事件 ICC 上訴裁判部決定は、ICC に状況を付託した安保理決議の影響により、非締約国にも当該事態については締約国と同様に協力する法的義務があることを確認した³⁴⁾。ICC 逮捕状を無視して被疑者の出国を許可した場合、不作為の法的および政治的結果に直面する。非締約国がこれらの結果を回避したい場合は、国内法の下で被疑者の権利を侵害することなく、ICC の要求に従って被疑者を逮捕し、引き渡すことを可能にする国内法を整備しておく必要がある。

第 2 に、越境的性質を有する中核犯罪の場合で、複数ある犯罪実行地または被疑者国籍国のいずれかが ICC 規程非締約国である場合である。2018 年 4 月 9 日、検察官は、ミャンマーからバングラデシュへのロヒンギャの人々の追放の疑いに対し ICC が管轄権を行使できるかという問題について、ICC の予審裁判部に判断を求めた³⁵⁾。バングラデシュが ICC 締約国である一方で、ミャンマーは締約国ではなく、国外への追放の犯罪がバングラデシュとミャンマーの両方の領域で行われたとされたためである。2018 年 9 月 6 日、ICC の予審裁判部は、国境を越えた移動の要件は、国外追放犯罪の特定の要素を構成することを確認した³⁶⁾。国外追放は「行為が開かれた犯罪（open-conduct crime）」であり、加害者は被害者を国境を越えて駆り立てる「追放またはその他の強制行為」に相当する複数の異なる行為を行い得る³⁷⁾。裁判部は、犯罪の少なくとも 1 つの法的要素または犯罪の一部が締約国の領域で行われた場合、ICC の管轄権を行使するための前提条件が満たされると判断した³⁸⁾。同判断に基づいて裁判部は、ICC がミャンマーからバングラデシュへのロヒンギャの人々の追放の疑いについて管

轄権を行使できると結論付けた³⁹⁾。このような犯罪の場合、被疑者が非締約国であるミャンマーに所在することに加え、捜査対象となっている追放の具体的な実行行為の大部分がミャンマー領域内で行われているため、捜査においては非締約国であるミャンマーの協力が必要不可欠となる。

第3に、犯罪実行地または被疑者所在国がICC規程12条3項に従って管轄権受諾を行っており、当該国に関わる捜査が行われる場合である。同条後段は、裁判所の管轄権を「受諾した国は、第9部の規定に従い遅滞なくかつ例外なく裁判所に協力する」ことを定める。アジア太平洋地域でいえば、パレスチナは2015年1月1日にICC規程12条3項に従い、2014年6月13日以降パレスチナ域内で行われた犯罪についてICCの管轄権を受諾する宣言を行った⁴⁰⁾。ほかに、ウクライナが同宣言を行った非締約国である⁴¹⁾。

第4に、一度ICC規程締約国であって、その期間に当該国に対して捜査が開始されたが、後にICC規程から脱退したことがある。このような事例は、ブルンジとフィリピン（後述）について見られる。

非締約国から協力を求めることは容易ではない。ICCは非締約国と「特別の取極又は協定」などを締結することができるが、管見の限りこれまで締結されたことはない⁴²⁾。ICCの価値理解を醸成し、将来的な批准と、短期的には何らかの形で捜査や訴追への実質的な貢献につなげるためにも、非締約国との対話が重要となり得る。「協力に関する勧告」でも、締約国に限られず、「被疑者が所在する領域国」に対し、情報提供や法執行要員の専門的な訓練などの技術支援の提供可能性（勧告20）や、証人保護のための支援を得るための可能性を探るための対話（勧告23）の重要性が示された。非締約国とICCとの関係において、非締約国によるICCとの対話参加は、非締約国から引き出せる「ICCへの協力」の重要な一側面を構成し得る。

2. アジア太平洋諸国による「ICCへの協力」

アジア太平洋諸国は、ICCに関与することに一般的に慎重で消極的であるとされてきた⁴³⁾。単純な統計によれば、執筆時点でのICC規程の批准率は、他の地域に比べてアジア太平洋地域ではかなり限られている（アフリカ諸国の約61%（53のうち33か国）、東ヨーロッパ諸国の約78%（23のうち18か国）、ラテンアメリカおよびカリブ海諸国の約84%（33のうち28か国）、西ヨーロッパおよびその他の国の約86%（29のうち25か国）がICC規程締約国である一方、アジア太平洋諸国に関しては、締約国はわずか約36%（53のうち19か国）にとどまる⁴⁴⁾。

2022年10月の時点での、アジア太平洋地域のICC規程締約国は、アフガニスタン、バングラデシュ、カンボジア、クック諸島、キプロス、フィジー、日本、ヨルダン、キリバス、モ
26（406）

「国際刑事裁判所（ICC）への協力」の意味の拡大：アジア太平洋地域における犯罪化、プロモーション、および対話（越智）
ルディブ、マーシャル諸島、モンゴル、ナウル、韓国、サモア、パレスチナ、タジキスタン、東ティモール、バヌアツである⁴⁵⁾。イラン、クウェート、キルギスタン、オマーン、ソロモン諸島、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、イエメンは署名国であるが、まだ規程を批准していない⁴⁶⁾。キプロス、モンゴル、サモア、パレスチナは侵略犯罪に関する改正（2010年）も批准している⁴⁷⁾。

ICCの特権および免除に関する協定（2002年）に関しては、アジア太平洋地域からは、キプロス、パレスチナ、韓国、サモアの4か国のみが批准、ヨルダンとモンゴルが署名している⁴⁸⁾。アジア太平洋グループからは2か国のみがICCとの証人保護に関する任意協力協定に署名している⁴⁹⁾。刑の執行に関して自主的な協力協定を締結したアジア太平洋の国はない⁵⁰⁾。また、アジア太平洋地域では、ICC規程の協力手続を実施する法律がない国も多いことも確認されている⁵¹⁾。

アジア太平洋地域における非締約国のICC規程未批准の理由は、これらのアジア太平洋諸国の一部と共有される価値観と状況を反映しているように思われる。中国はICC規程の起草に積極的に参加し、安保理によるICCへの事態付託を支持したこともあるが⁵²⁾、国家主権に反する可能性のある管轄権や、慣習法の定義と相容れない中核犯罪の定義などの問題を理由にICC規程に署名しなかった⁵³⁾。インドは、ICC規程採択時の投票を棄権し、米国と連携して「強力な国家司法プロセスと国際法廷との間の潜在的な対立、またそのような法廷が国家主権に与える影響」についての「懸念」に言及している⁵⁴⁾。東南アジア諸国連合（ASEAN）のメンバーの中では、フィリピンが2019年にICCを脱退したことにより、カンボジアだけがICC規程締約国である⁵⁵⁾。かつて2019年3月4日にICC規程への加入書を寄託したマレーシアは、政府が政治的混乱と野党からの批判にさらされた後、その撤回を発表した⁵⁶⁾。インドネシアは、かつて2008年までにICC規程を批准することを約束したが、2013年5月にこれを放棄している⁵⁷⁾。

国家による「ICCへの協力」は、法定型と非法定型があり、前者には批准を前提に、実際の逮捕や引渡とそれを実現するための国内法整備、および金銭的な貢献が数えられる。他方、非法定型の協力として、中核犯罪の国内犯罪化、プロモーション、および対話参加をあげた。以下では、特に、非協力的であると一般に認識されてきたアジア太平洋諸国によるこれらの協力形態について検討し、「ICCへの協力」の意味の拡大の態様について考察する。

2.1. 法定型の協力

アジア太平洋地域からの実際の捜査協力や逮捕・引渡は執筆時点では実現していない。そのため、ICCへの協力に関する国内法制定状況、および金銭的貢献について概観する。

2.1.1. ICC 手続への協力法

ICC への国際刑事司法協力について詳細な国内法を設定している国は、アジア太平洋地域ではほとんど見られない。例外である日本は、2007年7月17日に ICC 規程に加入するための準備として、2007年5月11日に「ICC との協力に関する法律」(日本 ICC 法)を制定した⁵⁸⁾。日本 ICC 法は、ICC が行う可能性のあるほぼすべての種類の協力要請を想定した 65 の条項を含む。これらの条項は、証拠の取得、引渡、および執行に関する一般的な協力、ならびに国際刑事警察機構を支援し、ICC の運営に対する犯罪に対処するために講じられた措置などの問題に対処している⁵⁹⁾。また、国内逮捕・引渡の可能性を前提とした日本国憲法上の適正手続にも十分留意しているが、古谷は、日本は国際刑事司法の進展を「受動的に」追っていると強調する⁶⁰⁾。しかし、さまざまな形態の協力に対処する適切な規定は、協力行為自体をより予測可能で透明性のあるものにすることができる。これにより、日本の警察と検察は、ICC が日本の当局からの支援を必要とする状況に備えることができる。日本の ICC 法の主な目的は合理化であり、国内の逮捕を促進し、司法当局が恣意的な逮捕から個人を保護しながら国内法に違反しないことを保証するための国内法であって、刑事人権の観点からは、前向きな展開といい得る。

韓国は日本より早く、ICC 規程発効年である 2002 年 11 月 13 日に ICC 規程を批准し、2007 年 12 月 21 日に「ICC の管轄内における犯罪の処罰に関する法」(韓国 ICC 法)を公布した(2011 年 4 月 12 日に改正)⁶¹⁾。同法は ICC 管轄下の犯罪について詳細に規定する一方で、ICC への協力に関する条項は限定的である。これは、韓国の立法者が潜在的な国内訴追を前提とし、犯罪防止への積極的な参加に基づく「国内での運用性」を重視したことによると評されている⁶²⁾。具体的には、ICC への刑事司法協力に関する条項は 2 つしか見られない。しかもこれらは、外国に対する引渡および協力に関する既存の法律について、必要な変更を加えて ICC との協力にも適用するとしたのみである。このアプローチは、特定の国内法的根拠なしに、ICC の要請により逮捕や引渡または財産の押収などの強制的措置を受けた個人の権利との関係で問題を生じる可能性がある。また、韓国 ICC 法は ICC 協力体制の下での特定の要件について規律していないため、ICC の観点からは円滑で予測可能な履行が損なわれる可能性をはらんでいる。

2.1.2. 金銭的貢献

アジアの限られた ICC 締約国の中で、日本と韓国の金銭的貢献は、ICC の運営において重要である。2021 年の報告書によると、日本の分担金は 24,237,845 ユーロであり、ICC 締約国の中で最大である⁶³⁾。また、日本の分担額と 2 番目の貢献国であるドイツの分担額 (16,141,265 ユーロ) との間には大きなギャップがある⁶⁴⁾。韓国は、アジア諸国からの財政的貢献という

「国際刑事裁判所（ICC）への協力」の意味の拡大：アジア太平洋地域における犯罪化、プロモーション、および対話（越智）
点で日本に次いで2番目であり、6,239,369ユーロを支払った。これは、ヨーロッパの数カ国（イタリア 8,765,068ユーロ、スペイン 5,687,854ユーロ）とほぼ同じである⁶⁵⁾。アジア太平洋諸国は全ICC締約国の約15%しか占めていないのに対し、その支出額は全拠出金の約20%を占めている⁶⁶⁾。

また、韓国と日本は、任意拠出金に関して最大の拠出国である（2021年に韓国は306,581ユーロ、日本は285,532ユーロ）⁶⁷⁾。

2.2. 非法定型の協力

2.2.1. 犯罪化

アジア太平洋地域における中核犯罪の国内法制化は多様である。日本は、いわゆるミニマリスト・アプローチをとり、ICC規程批准に当たって刑法への変更を加えなかった⁶⁸⁾。日本政府は、ICC規程の下で犯罪を構成するすべての行為が現行の日本の刑法の下で罰せられるという理解に基づいているとした⁶⁹⁾。しかし実際には、ICCの管轄下にあるすべての犯罪が日本の刑法で罰せられるわけではない。例えば、近年ウイグル自治区に関連して問題となっている、ジェノサイド罪に該当し得る集団内での出生を防止することを目的とした措置や⁷⁰⁾、戦争犯罪としての（実質的な損害を与えない）民用物への意図的な直接攻撃の未遂は⁷¹⁾、日本の刑法には含まれていない⁷²⁾。また、確かに、ICCの補完性に関する判例において、進行中の国内訴訟の文脈で訴追対象となっている犯罪がICC訴訟が開始されたものと同じラベルを持っている/同じ名称を使用しなければならないことを要求しないことが確認されている⁷³⁾。しかし、ICC「規程の第5条から第8条に列挙されている犯罪は慎重に選択されたものであり」、「これらの犯罪は、国際的に懸念される最も重大な犯罪と見なされている」⁷⁴⁾。ジェノサイド条約未批准の説明が示すように⁷⁵⁾、日本政府の立場は「考えられないことを考える必要はない」というアプローチだと評されている⁷⁶⁾。

他方で、アジア太平洋地域の複数の国の実践は、中核犯罪の犯罪化に関して卓越した実践を行っていることが報告されている。以下では、ICC規程に沿った国内での犯罪化を行った韓国、ICCから脱退しつつも、ICC規程よりも拡大された中核犯罪規定を整備したフィリピン、ICC管轄外の過去の中核犯罪事件について特別な国内制度を整備し運用するカンボジアとバングラデシュの実行について検討する。

2.2.1.1. 国内手続推進アプローチ—韓国

韓国のアプローチは、国内の犯罪化に焦点を当てた、国内手続を推進する形態のものであるといえる。韓国ICC法で注目されるのは、上官命令の概念、および中核犯罪のICC規程上の定義を採用している点である。例えば、人道に対する犯罪について、「あらゆる民間人に対す

る攻撃」の定義に、ICC 規程 7 条 2 項で要求されるような、そのような攻撃を実行するための国家または組織の政策に従って、または促進するための、あらゆる文民たる住民に対する複数の行為の実行を含む一連の行為を意味するという要件を明記している⁷⁷⁾。アジア太平洋の ICC 規程締約国のうち、韓国とキプロスのみが、この政策要件を自国の実施法に組み込んでいる⁷⁸⁾。また、韓国の ICC 法は、国際的な武力紛争の状況で与えられる特定の保護を非国際的な武力紛争にも拡大していることが評価されている⁷⁹⁾。

2.2.1.2. 拡大された中核犯罪定義—フィリピン

フィリピンは 2011 年 8 月 30 日に ICC 規程に加入し、2019 年に脱退した（後述）。加入時においても ICC との協力を規定する特定の法律を制定していなかったが、他方で、ICC 規程加入前の 2009 年 12 月 11 日に採択された「国際人道法に対する犯罪、ジェノサイド、および人道に対するその他の犯罪に関する法」（フィリピン IHL 法）は、実体法において ICC 規程よりも拡大された内容を含んでいた。

例えば、フィリピン IHL 法 5 条のジェノサイドの定義は、ジェノサイド条約および ICC 規程で対象となり得る集団として指定された、「国民的、人種的、民族的または宗教的集団」の 4 つに加えて、「社会的またはその他の同様の安定した恒久的なグループ」も含まれる。これは、ルワンダ国際刑事法廷（ICTR）のアカイエス事件判決で用いられた定式化に沿った定義である⁸⁰⁾。同判決におけるこの定式化自体はジェノサイド条約の文言とその起草者の意図を考慮すると過度に広範であると批判されてもいるが⁸¹⁾、犯罪防止の観点からはより広い集団をジェノサイド意図の標的として包含することでより多くの集団を保護することになるといえる⁸²⁾。

また、フィリピン IHL 法における人道に対する犯罪の「迫害」の定義は、ICC 規程 7 条で言及される対象集団以外の集団に対する攻撃も禁止する。ICC 規程 7 条 1 項 (h) とほぼ同じ文言を採用するフィリピン IHL 法 6 条 (h) によれば、「性的指向」による集団も人道に対する犯罪の標的集団として成立する。ICC 規程は、標的集団として「ジェンダー」をあげるが、この定義が「建設的にあいまい」であることが指摘されてきた⁸³⁾。フィリピン IHL 法は、性的指向を人道に対する罪としての迫害の根拠として明確に認めた点で革新的である。

2.2.1.3. 国内での特別法廷の設置—カンボジア、バングラデシュ

ジェフェリー（R. Jeffery）とキム（H. J. Kim）は、裁判、真実調査委員会、恩赦などの移行メカニズムの利用について、アジア太平洋諸国は他の地域と同様に積極的であることを実証した⁸⁴⁾。1980 年から 2010 年の間に少なくとも 19 の移行期正義の実践があり、それらは多くの場合、2 つ以上のメカニズムの組み合わせで構成されている（例えば、恩赦のみ（アチェ、インドネシア）、恩赦と裁判（カンボジア）、恩赦、裁判、および真実委員会の組み合わせ（東

30（410）

「国際刑事裁判所（ICC）への協力」の意味の拡大：アジア太平洋地域における犯罪化、プロモーション、および対話（越智ティモール）、恩赦、裁判、真実委員会（ソロモン諸島と韓国）、および真実委員会と恩赦（スリランカ）⁸⁵⁾。これらの試みの中で、カンボジアとバングラデシュでの制度構築は、国内での犯罪化に加え、時間的範囲の理由でICCの管轄外となる過去の中核犯罪事件に対する訴追を効果的に実施する制度化までを担った例である⁸⁶⁾。

カンボジアは、ICC規程を批准した最初の国の1つであり、国内法制定の試みを続けている⁸⁷⁾。それ以上に、1970年代のクメール・ルージュ時代に行われた犯罪を訴追するために、国連とカンボジア政府は20年近くにわたって刑事裁判所の設立を交渉した⁸⁸⁾。この交渉は、国際的な参加を得てカンボジア裁判所内に特別法廷（ECCC）を設置する国際合意に至った。ECCCは、2003年「民主カンブチア時代に犯された犯罪の訴追のためのカンボジア裁判所における特別法廷の設置に関する法律」（ECCC法）（2004年改正）によって設立されたものであり、国連との国際協定を通じて国際的な支援を受けて機能する⁸⁹⁾。ECCCは、職員の構成を含む、多くの意味でハイブリッドな裁判所である⁹⁰⁾。法廷は既存の司法構造内に設置され、中核犯罪に加え⁹¹⁾、殺人、拷問、宗教的迫害などのいくつかの国内法上の犯罪⁹²⁾を管轄する。中核犯罪の定義は、ICC規程に基づくものと比較すると、単純化されているか、場合によっては限定されている。例えば、ECCC法における人道に対する犯罪の定義は、これらの犯罪に相当する行為が行われる根拠を「国家的、政治的、民族的、人種的、または宗教的理由」に限定している。そのような制限は、ICC規程には見られない。他方で、戦争犯罪に関しては、ICC規程よりも簡潔な定義を置きつつ⁹³⁾、武力紛争中の文化財の破壊や国際的に保護された人物に対する犯罪といった特定の種類の戦争犯罪については別の規定が追加されている⁹⁴⁾。手続法としては既存のカンボジアの刑事および刑事訴訟法が適用されるが、ECCC法は国内法の適用は既存の国際基準に準拠すると規定することで、手続が国際基準に沿って実施されることが保証される⁹⁵⁾。

一方、バングラデシュの国内制度化は、実質的な意味での国際介入なしで行われている。バングラデシュは2010年にICC規程に加入し国内での実施に向けた促進努力がいくつかの経路を通じて進行中である⁹⁶⁾。他方、ICC規程の実施とは異なる経路で、1971年のバングラデシュ解放紛争に関連する犯罪に対処するための独自の国内メカニズムである「国際犯罪法廷」（ICT）を創設した⁹⁷⁾。ICTの根拠法は1973年に制定され2009年に改正された「国際犯罪法廷法」（ICT法）である。ICTは、人道と平和に対する犯罪、ジェノサイド、戦争犯罪、および「国際法に基づくその他の犯罪」に対する管轄権を有する⁹⁸⁾。ICTの管轄には時間的制限は置かれていない。ICT法には、上官責任、および公的資格の無関係などの、ICC規程にも見られる原則が含まれている。手続に関しては、ICT法は被告人の権利、特に公正な裁判の権利を規定していない⁹⁹⁾。対照的に、ICT法6条(2A)は、「法廷はその司法機能の行使において独立し、公正な裁判を保証するものとする」とし、また「国内法と混合された国際法と国

際刑法に定められた普遍的に認められた規範と原則に指針を求める」ことができると規定する。ICT は、国内法に基づいて設立された国内法廷であり、国際職員は置かれていない¹⁰⁰⁾。ただし、その判決や決定文書は公開され、英語に翻訳されており、判決と決定の多くの部分で国際法廷の判例が引用されている¹⁰¹⁾。

2.2.2. プロモーション

欧州やアフリカ諸国でのセミナーや訓練は 2000 年代からすでに複数回開催されていたが、アジア太平洋地域で最初の ICC セミナーは 2017 年 4 月 5 日になって韓国で開催された¹⁰²⁾。同セミナーには、ICC 規程の 9 つの締約国（アフガニスタン、カンボジア、日本、韓国、モルディブ、モンゴル、フィリピン（当時）、サモア、東ティモール）、および 3 つの非締約国（ラオス、ネパール、タイ）に加え、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）、ASEAN の政府間人権委員会（AICHR）、ICC 連合（CICC）、欧州連合（EU）、グローバル行動議員連盟（PGA）、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）を含む 6 組織が参加した¹⁰³⁾。その後 ICC は、アジア太平洋地域における ICC の認識を促進するために、これまで「アジア太平洋フォーラム」を 4 回¹⁰⁴⁾、その他の ICC とアジア太平洋の問題に関するウェビナーを複数回行ってきた¹⁰⁵⁾。バヌアツでは 2019 年 5 月 31 日、ICC 規程の批准と実施に関する太平洋諸島円卓会議が開催されている¹⁰⁶⁾。

日本は 2012 年 5 月 29 日、締約国会議事務局からアジア太平洋地域の非協力対策の拠点に指定された¹⁰⁷⁾。2022 年 10 月に ICC 長官が日本を訪問した際には、「アジアでのプレゼンスを強化するために」日本で初の地方事務所を開設するという提案が行われた¹⁰⁸⁾。

アジア太平洋地域におけるプロモーション活動は始まったばかりであるが、コロナ禍においてウェビナー形式のイベントが活用されることで、アジア太平洋という遠方のイベントにもハーグで裁判任務にあたる裁判官らが頻繁に登壇できるようになったことで促進されているように思われる。

2.2.3. 対話参加

2.2.3.1. 非締約国との対話

ミャンマーからバングラデシュへのロヒンギヤの人々の追放の疑いに関し、ICC 検察官はミャンマーに対し、訴訟に関する意見書を提出するよう要請した。ミャンマーは協力を拒否し、代わりに条約法条約 34 条を参照し、ミャンマーは、非締約国として、ICC において検察官との訴訟に参加する義務はなく、ICC 書記局から発せられる口上書を受け取る義務さえない、とする旨のプレスリリースを発行した¹⁰⁹⁾。

バングラデシュ/ミャンマー事態の状況に関するミャンマーの対応は、ICC の非締約国への

「国際刑事裁判所（ICC）への協力」の意味の拡大：アジア太平洋地域における犯罪化、プロモーション、および対話（越智）協力要請に対する、アジア太平洋諸国の非締約国による厳しい反発の一例となった。すなわち、このコメントは、検察官の要求がミャンマーに自国の同意なしに義務を課そうとすることにより条約法に違反している、との見解を示すものといえる。

非締約国からの激しいコメントに応じて、ICC 予審裁判部は自らを弁護し、規程の一般的な特徴により、国際法原則に従って、締約国と国連、および潜在的な第三者への影響が生じる可能性があることに基づいて、裁判所の客観的な国際法人格について論じた¹¹⁰⁾。

ICC は、その権限の根拠がバングラデシュによる ICC 規程の批准であることを単に説明するだけで、十分にその行動を正当化することができたはずである。また、ミャンマーのプレスリリースは ICC に提出された正式な異議申立てではない。しかしながらこのプレスリリース上のコメントに向き合い回答を示そうとしたことは、ICC が非締約国との何らかの対話を模索したものとして見ることができる。また、客観的な国際法人格を持つことの宣言は、国際機構としての ICC に対する各国の同意（ICC 規程の批准）にかかわらず、その存在自体、および実質的な効果が存在することの表明ともとれる。逆にいえば、ミャンマーのプレスリリースは、望むと望まざるとにかかわらず、そのような問題を検討する機会を ICC に与える対話参加を構成したともいえる。

2.2.3.2. 脱退した国家との対話

フィリピンの脱退は、ICC とこの国との間の完全な断交を伴わなかった。2018 年 2 月 8 日に ICC 検察官がフィリピンにおける「麻薬戦争」の状況に関する予備的検討の開始を発表した直後、2018 年 3 月 17 日に、フィリピン政府は国連事務総長に ICC 規程からの脱退の決定を通知した¹¹¹⁾。脱退は、ICC 規程 127 条 1 項に詳述されている手順に従い、2019 年 3 月 17 日に公式に完了した¹¹²⁾。しかし、ICC 規程 127 条 2 項およびプルンジ事態判決で、国が ICC 規程の締約国であった期間中に犯された犯罪に対して ICC は管轄権を有し、国の ICC 規程脱退後もこの管轄権を行使できることを確認している¹¹³⁾。

フィリピンは ICC の手続を無視せず、ICC 規程に用意された手続に従って自身の権利の主張を行っている。2021 年 9 月 15 日に予審裁判部がフィリピン事態への捜査を許可してから 2 か月後の 2021 年 11 月 10 日¹¹⁴⁾、フィリピン政府は国内での捜査が行われることを理由に、ICC 検察官に捜査を延期するよう要請した¹¹⁵⁾。ICC が捜査活動を中断している間フィリピン当局は、国内手続を継続的に行っていたが、ICC 検察官は、延期の要求に十分な理由がないと判断し、2022 年 6 月 24 日に予審裁判部に ICC の捜査を再開する許可を求めた¹¹⁶⁾。

2.2.3.3. 「誰と」対話すべきか

ICC の調査対象となっているアジア太平洋諸国における最近の混沌とした政治的变化によ

り、この地域に関するコミュニケーションと捜査の複雑さのレベルが上昇している。2022年初頭のミャンマーの軍事クーデターや、フィリピンの大統領選挙および政権交代後の状況に加えて、政治的に不安定なアジア太平洋地域のさらに2つのICC締約国の事態がICCによって捜査中であり、両国はICC規程の締約国である。1つ目のパレスチナの政情は常に不安定であった一方で、2つ目の、アフガニスタンの情勢は、2021年8月以降の政情不安下でのICC捜査への協力の障害を浮き彫りにしている。

アフガニスタン事態に関するICCの捜査は2020年3月5日に開始された¹¹⁷⁾。ガニ大統領が率いる当時のアフガニスタン政府は、パンデミック下の状況を考慮して、検察官に捜査を延期するよう要請した¹¹⁸⁾。捜査延期期間中もアフガニスタン政府は、「ICC検察局とその取り組みとの建設的な関与」を行ってきたが¹¹⁹⁾、2021年8月15日のカブール陥落、すなわち、アフガニスタン事態の被疑者であるタリバンのメンバーによる政権掌握を受け、ICC検察官は、「真正かつ効果的な国内捜査の見込みはもはやない」という結論に達し、捜査再開の許可を求める緊急命令を申請した¹²⁰⁾。2022年10月31日、予審裁判部は、アフガニスタンはICCの捜査延期を正当化する方法で真正な捜査を実施しておらず、自身の延期要求を追求することに関心を示していないとし、ICC検察官がアフガニスタン事態への捜査を再開することを承認した¹²¹⁾。

アフガニスタンの事例は、国内での政権移行前の対話の状態が政権移行により破綻した事例に見えるが、今後ICCが国連や締約国会議のチャンネルを通じてどのように対話を構成していくかが注目される。特に、「誰と」対話すればよいか、を確定する手続自体が困難を要する。このような状況に直面して、2021年10月8日に予審裁判部は「十分な情報に基づいた決定を下し、規程18条2項に基づく手続を適切に確立する立場にあるためには、現在アフガニスタンを代表している当局の身元に関する信頼できる最新の情報を受け取る必要がある」とし、国連事務総長およびICC締約国会議に関連情報の提出を要請することを決定した¹²²⁾。これに対し国連事務総長は、政府承認は「個々の国家の問題」であると述べ¹²³⁾、明言を回避している。ICC検察官は、旧政権のハーグ大使を正式なアフガニスタンとの外交ルートとして取り扱う姿勢を貫いている¹²⁴⁾。他方で、裁判所手続に関連する「見解 (observations)」提出の募集はICCウェブのサイトを通じて「権限あるアフガニスタン当局」を名宛人として行うことで、提出元に判断をゆだねるかたちとしている¹²⁵⁾。

おわりに

国際的な刑事司法を促進し執行する試みは、初期には国連との多国主義的アプローチをとってきたが、現在はICCを中心に行われている。ICCは、中核犯罪に対する世界的な対応を一

「国際刑事裁判所（ICC）への協力」の意味の拡大:アジア太平洋地域における犯罪化、プロモーション、および対話（越智）
般化し、標準化するというあらゆる意図を持って、このような試みを促進してきた。普遍主義的な ICC システムにとっては、多様化する非法定型の「ICC への協力」に関する明確なゴール設定が課題となろう。国内での犯罪化と国内訴追を奨励する積極的補完性の立場からは、正義追及のタイミングや質保証の問題とのバランスが求められる。また、プロモーションに関しては、批准率上昇以外の成果に関する指標の設定が困難である。さらに、非締約国との対話は、「ICC への協力」を促進する一方で、非締約国に対して実質的に便宜を図ることにもなる点にも注意を要する。

本稿は、アジア太平洋諸国がとったアプローチの評価に限定したものである。当然ながら、他の国や地域における「ICC への協力」のあり方との比較を通じた地域的特徴の解明が必要であろう。このような比較研究を通じて、ICC の目標や国際刑事司法のより広範な枠組みへの新しいタイプの協力の在り方へのアイデアがもたらされる可能性がある。また、この研究を拡大することで、潜在的に普遍的な範囲と補完的な権限を持つ ICC の規範的な影響をより正確に測定することに貢献する可能性がある。これは、国際的な刑事司法を真にグローバルな企図として考える際に、国や地域の文化、歴史および政治的経験の多様性に対しより効果的に対応するための規範やメカニズムについての考察への重要な一歩であるといえよう。

【付記】

本稿の基準日は 2022 年 11 月 7 日である。本稿の一部（1.2.1.、2.1.1.、2.1.2.、2.2.1.）は、Megumi Ochi, “Diversity in Compliance with a Universal Goal: The Asia-Pacific Approach to the International Criminal Justice” in Maja Groff and Sergey Vasiliev (eds), *Legal Diversity in International Law: The Universal Vocation in Theory and Practice* (Edward Elgar, forthcoming) で公表した研究成果に基づいている。JSPS 科研費 19K13517 の助成を受けている。

注

- 1) 本稿では、「アジア太平洋諸国」というときは国連地域グループとしてのアジア太平洋グループに言及している。<<https://www.un.org/dgacm/en/content/regional-groups>>.
- 2) 竹村仁美「アジア地域と国際刑事裁判所」中西優美子編『人権法の現代的課題』（法律文化社、2019 年）129 頁；稲角光恵「アジア・アフリカから見る国際刑事裁判秩序・国際刑事裁判所とハイブリッド法廷と地域裁判所」『世界法年報』41 号（2022 年）13 頁。
- 3) See, Christopher K Lamont, *International Criminal Justice and the Politics of Compliance* (Ashgate 2010) 165; Alexander Dukalskis and Robert C Johansen, ‘Measuring Acceptance of International Enforcement of Human Rights: The United States, Asia, and the International Criminal Court’ (2013) 35 *Human Rights Quarterly* 569, 597.
- 4) Resolution ICC-ASP/6/Res.2, 14 December 2007, Annex I <https://asp.icc-cpi.int/iccdocs/asp_docs/

- Resolutions/ICC-ASP-ASP6-Res-02-ENG.pdf>. See also, ICC-ASP/8/Res.2, ICC-ASP/9/Res.3, ICC-ASP/10/Res.2, ICC-ASP/11/Res.5, ICC-ASP/12/Res.3, ICC-ASP/13/Res.3, ICC-ASP/14/Res.3, ICC-ASP/15/Res.3, ICC-ASP/16/Res.2, ICC-ASP/17/Res.3, ICC-ASP-18/Res.3, ICC-ASP-19/Res.2, ICC-ASP/20/Res.2.
- 5) ICC 規程 86 条。特設法廷との比較における ICC 規程上の協力義務の特徴について例えば以下参照。村井伸行「ICC に対する国家の協力」村瀬信也・洪恵子編『国際刑事裁判所—最も重大な国際犯罪を裁く〔第 2 版〕』（東信堂、2014 年）253-294 頁。
 - 6) ICC 規程 88 条。
 - 7) ICC 規程 87 条 1 項 (a) および 89 条 1 項。
 - 8) Valerie Oosterveld, Mike Perry and John McManus, 'The Cooperation of States with the International Criminal Court' (2002) 25 *Fordham International Law Journal* 767, 769.
 - 9) ICC 規程 89 条 2 項。
 - 10) Freya Baetens, 'Multiple avenues for state cooperation with the International Criminal Court – Part One' *EJIL:Talk!*, 11 March 2020 <<https://www.ejiltalk.org/multiple-avenues-for-state-cooperation-with-the-international-criminal-court-part-one/>>.
 - 11) 非協力の認定と通報に関する問題点と課題について、大越真木「国際刑事裁判所における非協力への対応と国連安全保障理事会の役割」『国際学研究』4 号（2014 年）19-30 参照。ICC への刑事司法協力は垂直的性質をもつものと理解されてきた。竹村仁美「国際刑事裁判所に対する国家の協力義務の内容と法的基礎（二・完）」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』16 号（2015 年）111-136 頁等参照。
 - 12) Annalisa Ciampi, 'Legal Rules, Policy Choices and Political Realities in the Functioning of the Cooperation Regime of the International Criminal Court' in Olympia Bekou and Daley Birkett, *Cooperation and the International Criminal Court: Perspectives from Theory and Practice* (Martinus Nijhoff 2016)12-13.
 - 13) ICC 規程 107 条。
 - 14) ICC 規程 102 条 8 項。
 - 15) ICC 規程 106 条。
 - 16) 真山全「国際刑事裁判所の対象犯罪と国内的対応」『法律時報』79 卷 4 号（2007 年）31 頁。
 - 17) See, Courtney Hillebrecht, *Domestic Politics and International Human Rights Tribunals: The Problem of Compliance* (Cambridge University Press 2004) 145; Daley J Birkett, 'Twenty Years of the Rome Statute of the International Criminal Court: Appraising the State of National Implementing Legislation in Asia' (2019) 18 *Chinese Journal of International Law* 353, 355.
 - 18) Benedict Kingsbury, 'The Concept of Compliance as a Function of Competing Conceptions of International Law' (1998) 19 *Michigan Journal of International Law* 345, 347, 372. 関連して、以下における「管理モデル」の紹介を参照。石井由梨佳「国際刑事法廷に対する国家の協力義務」『国際法外交雑誌』117 卷 4 号（2019 年）59-60 頁。
 - 19) Robert Howse and Ruti Teitel, 'Beyond Compliance: Rethinking Why International Law Really Matters' (2010) 1 *Global Policy* 127, 136.
 - 20) *Ibid.*
 - 21) ICC 規程上では、主に 17 条の受理許容性審査を通じて具体的判断が行われる。

「国際刑事裁判所（ICC）への協力」の意味の拡大：アジア太平洋地域における犯罪化、プロモーション、および対話（越智）

- 22) Susana SáCouto and Katherine Cleary, 'The Gravity Threshold of the International Criminal Court' (2008) 23 *American Journal of International Law* 807, 809. deGuzman は、ICC の「重大性または重大性の概念は、法制度の震源地にある」との見解を示している。Margaret M deGuzman, 'Gravity and the Legitimacy of the International Criminal Court' (2009) 32 *Fordham International Law Journal* 1400, 1400.
- 23) 古谷修一「国際刑事裁判所（ICC）における補完性の原則：事案配分に関する決定プロセスと実体的基準」島田征夫・林司宣・杉山晋輔編『国際紛争の多様化と法的処理』（信山社、2006）91-126 頁参照。
- 24) ICC-01/09-02/11-96, 31 May 2011, para. 40.
- 25) Jann Kleffner, *Complementarity in the Rome Statute and National Criminal Jurisdictions* (Oxford University Press 2008) 1.
- 26) John T Holmes, 'The Principle of Complementarity' in Roy S Lee (ed), *The International Criminal Court: The Making of the Rome Statute: Issues, Negotiations, Results* (Kluwer Law International 1999) 78; Christine Van den Wyngaert and Tom Ongena, 'Ne bis in idem Principle, Including the Issue of Amnesty' in Antonio Cassese, Paola Gaeta, and John RWD Jones (eds), *The Rome Statute of the International Criminal Court: A Commentary* (Oxford University Press 2002) 721.
- 27) William W Burke-White, 'Implementing a Policy of Positive Complementarity in the Rome System of Justice' (2008) 19 *Criminal Law Forum* 59, 85. 「積極的補完性」の構造と課題について以下参照。中澤祐香「国際刑事裁判所（ICC）における積極的補完性」『早稲田大学大学院法研論集』150号（2014年）339-364頁。
- 28) Jann Kleffner, 'The Impact of Complementarity on National Implementation of Substantive International Criminal Law' (2003) 1 *Journal of International Criminal Justice* 86, 113.
- 29) ICC 規程 17 条。
- 30) Keun-Gwan Lee, 'Domestic Implementation of the ICC Statute in Korea: A Critical Analysis' (2015) 22 *Seoul International Law Journal* 57, 79.
- 31) 国連システムとのコミュニケーションや意識・能力向上に関しても複数の勧告がある。勧告 32、33、36、38、39、41、42、54、56、57、59、60。
- 32) 国際裁判所への支援を発展させるために関連する聴衆（audiences）と関わることは、「裁判所の存在を正当化する法的、政治的、およびイデオロギー的な諸理念を維持するための裁判所の能力」としての「レジリエンス」の技術のうち「超司法的なレジリエンス技術（extrajudicial resilience techniques）」とも呼ばれる。Salvatore Caserta and Pola Cebulak, 'Resilience Techniques of International Courts in Times of Resistance to International Law,' (2021) 70 *International and Comparative Law Quarterly* 745, 748.
- 33) 条約法条約 34 条。
- 34) ICC-02/05-01/09-397-Corr, 6 May 2019, para 144.
- 35) ICC-RoC46(3)-01/18-1, 9 April 2018.
- 36) ICC-RoC46(3)-01/18-37, 6 September 2018, para 61. 判例評釈として以下参照。竹村仁美「判例 国際刑事裁判所規程非締約国に関する犯罪に対する国際刑事裁判所の管轄権：バングラデシュ/ミャンマーの事態に関する第 3 予審裁判部による捜査開始許可決定（2019 年 11 月 14 日）」『国際法研究』9 号（2021 年）181-189 頁。
- 37) *Ibid* para 64.

- 38) Ibid para 73.
- 39) Ibid.
- 40) 2015年1月2日には、ローマ規程への加入書を国連事務総長に寄託し、パレスチナはICC加盟国となった。'State of Palestine' ICC <<https://www.icc-cpi.int/palestine>>.
- 41) 'Ukraine' <<https://www.icc-cpi.int/ukraine>>.
- 42) ICC 規程 87 条 5 項。国連平和維持部隊との間の了解覚書の締結例はある。E.g., Memorandum of understanding between the United Nations and the International Criminal Court concerning cooperation between the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo (MONUC) and the International Criminal Court (with annexes and exchange of letters). New York, 8 November 2005, 1292UNTS332.
- 43) Steven Freeland, 'International Criminal Justice in the Asia-Pacific Region: The Role of the International Criminal Court Treaty Regime' (2013) 11 *Journal of International Criminal Justice* 1029, 1057; Hitomi Takemura, 'The Asian Region and the International Criminal Court' in Yumiko Nakanishi (ed), *Contemporary Issues in Human Rights Law* (Springer 2017) 107–125; Birkett (n17) 392.
- 44) 'The States Parties to the Rome Statute' Assembly of the State Parties to the Rome Statute <<https://asp.icc-cpi.int/states-parties>>.
- 45) 'Rome Statute of the International Criminal Court' United Nations Treaty Collection <https://treaties.un.org/pages/showDetails.aspx?objid=0800000280025774&clang=_en>.
- 46) Ibid.
- 47) 'Amendments on the crime of aggression to the Rome Statute of the International Criminal Court' United Nations Treaty Collection <https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XVIII-10-b&chapter=18&clang=_en>.
- 48) 'Agreement on the Privileges and Immunities of the International Criminal Court' United Nations Treaty Collection <https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XVIII-13&chapter=18&clang=_en>.
- 49) ICC-ASP/18/16, 21 October 2019, para 59.
- 50) Ibid para 57.
- 51) Olympia Bekou and Sangeeta Shah, 'Realising the Potential of the International Criminal Court: The African Experience' (2006) 6 *Human Rights Law Review* 499, 544.
- 52) Alexander Dukalskis, 'Northeast Asia and the International Criminal Court: Measuring Normative Disposition' (2017) 17 *Journal of East Asian Studies* 29, 30-31.
- 53) Statement by Mr Wensheng Qu (China), UN Doc. A/C.6/53/SR.9, 4 November 1998, paras. 30-43.
- 54) Rishav Banerjee, 'Rome Statute and India: An Analysis of India's Attitude against the International Criminal Court' (2011) 4 *Journal of East Asia and International Law* 457, 459.
- 55) Lasse Schuldt, 'Southeast Asian Hesitation: ASEAN Countries and the International Criminal Court' (2015) 16 *German Law Journal* 75, 76.
- 56) 'Malaysia' Coalition for the International Criminal Court <<https://www.coalitionfortheicc.org/country/malaysia>>.
- 57) Salla Huikuri, 'Empty Promises: Indonesia's Non-Ratification of the Rome Statute of the

「国際刑事裁判所（ICC）への協力」の意味の拡大：アジア太平洋地域における犯罪化、プロモーション、および対話（越智）

- International Criminal Court' (2017) 30 *The Pacific Review* 74, 75.
- 58) 経緯等については以下参照。正木靖「日本と国際刑事裁判所」村瀬『前掲書』（注5）355-384頁。
Jens Meierhenrich and Keiko Ko, 'How Do States Join the International Criminal Court? The Implementation of the Rome Statute in Japan' (2009) 7 *Journal of International Criminal Justice* 233, 253.
- 59) ICC 協力法については例えば以下参照。菅原清行「『国際刑事裁判所に関するローマ規程』の締結と『国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律』の成立」『ジュリスト』1341号（2007年）109-115頁；河村憲明「国際刑事裁判所に関するローマ規程及び国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律について」『警察学論集』60巻8号（2007年）166-184頁；妻木伸之「『国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律』における『重大犯罪』に関する特別な取扱い：その法的性格への示唆」『法学新報』116巻3・4号（2009年）549-580頁。
- 60) Shuichi Furuya, 'Domestic Implementation of the Rome Statute in Japan' (2015) 22 *Seoul International Law Journal* 39, 55.
- 61) この法律は2011年4月12日に改正された。
- 62) Lee (n30) 70.
- 63) ICC-ASP/21/12, 22 August 2022 <<https://asp.icc-cpi.int/sites/asp/files/2022-09/ICC-ASP-21-12-ENG.pdf>>, 47. 国連で採用されている評価の尺度は、国連総会の手続規則の規則160に従って、支払能力、すなわち国民総所得に基づいている。ICCの分担金査定は、この国連の評価尺度を基準としている。国連への最大拠出国（米国）と2番目の拠出国（中国）のいずれもICCの締約国ではないため、国連では3番目の拠出国である日本がICCについては最大拠出国となっている。
- 64) Ibid.
- 65) Ibid.
- 66) アジア太平洋諸国の総拠出額は30,760,753ユーロで、ICC全締約国による総拠出額は148,258,884ユーロである。Ibid. アジア太平洋の締約国は19カ国で、締約国の総数は123。
- 67) Ibid.
- 68) 日本の国内法整備に関して例えば以下参照。多谷千香子「国際犯罪（ICC管轄犯罪）と日本の刑事司法：手続面に絞った国内法整備にとどめてICCに加入した意義」『ジュリスト』1343号（2007年）67-72頁；正木靖「国際刑事裁判所への日本の加盟と国内法整備」『国際問題』560号（2007年）26-34頁；新倉修「国際刑事裁判所規程の批准と国内法整備の課題」『法律時報』79巻4号（2007年）25-30頁；真山全「国際刑事裁判所の対象犯罪と国内的対応」『法律時報』79巻4号（2007年）31-36頁。
- 69) 第166回国会外務委員会第15号（平成19年5月25日（金曜日））<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/000516620070525015.htm>.
- 70) ICC 規程6条(d)。
- 71) ICC 規程第8条(2)(b)(ii)。
- 72) Furuya (n60) 45. 日本はジェノサイドとしての出生の防止または民用物への攻撃の試みが例外的な状況でのみ行われる可能性があるという見解を持っていた。Masaki Yasushi, 'Japan's Entry to the International Criminal Court and the Legal Challenges it Faced' (2008) 51 *Japanese Yearbook of International Law* 409, 426.
- 73) ICC-01/11-01/11-344-Red, 31 May 2013. 判例評釈に関し、越智萌「検察官対サイフ・アル＝イスラーム・カダフィ事件（国際刑事裁判所（第一予審裁判部）受理許容性に関する決定、二〇一三年五月

- 三一日)『阪大法学』64巻1号(2014年)237-249頁参照。
- 74) ICC-01/04-169, 12 July 2006, para 72.
- 75) 「我が国の実情に鑑みれば、この集団殺害犯罪を設ける実態的な必要性というのが必ずしも非常に大きくないというのが現在の政府の考え方」であるとした。第185回国会法務委員会第4号(平成25年11月5日(火曜日))<http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/000418520131105004.htm>.
- 76) Kyo Arai, Akira Mayama and Osamu Yoshida, 'Japan's Accession to the Rome Statute and the ICC Cooperation Law' (2008) 51 *Japanese Yearbook of International Law* 359, 383.
- 77) ICC 規程 7 条 (2)(a)。
- 78) Birkett (n17) 372.
- 79) Ibid.
- 80) ICTR-96-4-T, 2 September 1998, para 516.
- 81) See e.g., Nina HB Jørgensen, 'The Definition of Genocide: Joining the Dots in the Light of Recent Practice' (2001) 1 *International Criminal Law Review* 285, 288.
- 82) Birkett (n17) 364.
- 83) Valerie Oosterveld, 'Constructive Ambiguity and the Meaning of "Gender" for the International Criminal Court' (2014) 16 *International Feminist Journal of Politics* 568, 573.
- 84) Renée Jeffery and Hun Joon Kim, *Transitional Justice in the Asia-Pacific* (Cambridge University Press 2013) 24.
- 85) Ibid.
- 86) 重大犯罪特別委員会 (SPSC) は、東ティモールの国内刑事司法制度内に設立されたが、これは国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET) の活動であり、「国内」の制度化には分類されない。
- 87) 'Implementation of the Rome Statute in Cambodian Law' Report by International Federation for Human Rights, n° 443/2, March 2006; Simon M. Meisenberg, 'Complying with Complementarity? The Cambodian Implementation of the Rome Statute of the International Criminal Court' (2015) 5 *Asian Journal of International Law* 123, 123-42.
- 88) See, Helen Jarvis, 'Trials and Tribulations: The Long Quest for Justice for the Cambodian Genocide' in Simon M Meisenberg and Ignaz Stegmiller (eds), *The Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia* (Springer 2016) 44; 竹村仁美「カンボジア特別法廷の現状と課題：国際刑事司法の正当性構築の視点から」『九州国際大学法学論集』18巻3号(2012年)57-96頁；木村光豪「カンボジアにおける移行期正義の実現に向けた挑戦：カンボジア特別法廷を手がかりとして」『關西大學法學論集』65巻3号(2015年)820-868頁。
- 89) Mélanie Vianney-Liaud, 'Determining the Relationship between International and Domestic Laws within an Internationalized Court: An Example from the Cambodian Extraordinary Chambers' Jurisdiction over International and Domestic Crimes' (2014) 6 *Goettingen Journal of International Law* 303, 326.
- 90) 裁判部は5名の裁判官で構成されるが、うち3名はカンボジア人、うち1人が裁判長を務める仕組みである。最高裁判所は7名の裁判官で構成され、そのうち4人はカンボジア人である。
- 91) ECCC 法の新9条。
- 92) ECCC 法2条、3条、4条、5条、および6条。

「国際刑事裁判所（ICC）への協力」の意味の拡大：アジア太平洋地域における犯罪化、プロモーション、および対話（越智）

- 93) ECCC 法 6 条。
- 94) ECCC 法 7、8 条。
- 95) ECCC 法 33 条（新）。ECCC 法はまた、（新）35 条に基づく市民のおよび政治的権利に関する国際規約の第 14 条、特に被告人に対する最低限の保障に関して言及している。
- 96) 'Bangladesh and the Rome Statute' Parliamentarians for Global Actions <<https://www.pgaction.org/ilhr/rome-statute/bangladesh.html>>.
- 97) Maruf Billah, 'Prosecuting Crimes against Humanity and Genocide at the International Crimes Tribunal Bangladesh: An Approach to International Criminal Law Standards' (2021) 10 *Laws* 82, 82.
- 98) ICT 法 3 条。
- 99) ICT 法 17 条。
- 100) Bina D'Costa and Sara Hossain, 'Redress for Sexual Violence before the International Crimes Tribunal in Bangladesh: Lessons from History, and Hopes for the Future' (2010) 21 *Criminal Law Forum* 331, 359.
- 101) See e.g., ICT-BD [ICT-1] Case No. 04 of 2016, 10 May 2018, paras.128, 220, 239, 319, 370; ICT-BD [ICT-1] Case No. 01 of 2017, 24 April 2019, paras. 309, 311, 390, 396, 455, 458, 462, 522.
- 102) 'Fostering Cooperation, Complementarity and Universality' <<https://www.icc-cpi.int/about/cooperation>>.
- 103) 'High-Level Regional Cooperation Seminar for Asia-Pacific States in Republic of Korea: "The ICC and Asia: the joint quest for justice, accountability and prevention"' <<https://www.icc-cpi.int/about/cooperation/high-level-regional-cooperation-seminar-asia-pacific-states-republic-korea-icc>>
- 104) 'ICC Holds Fourth Asia Pacific Forum of The Hague' ICC, 14 July 2022 <<https://www.icc-cpi.int/about/cooperation/icc-holds-fourth-asia-pacific-forum-hague>>.
- 105) 'ICC hosts a webinar on 20 Years of the Court in Asia-Pacific with partner universities' <<https://www.icc-cpi.int/about/cooperation/icc-hosts-webinar-20-years-court-asia-pacific-partner-universities>>; 'ICC hosts Asia-Pacific Regional Seminar of Judges on the Rome Statute and the International Criminal Court' <<https://www.icc-cpi.int/about/cooperation/icc-hosts-asia-pacific-regional-seminar-judges-rome-statute-and-international>>.
- 106) 'Pacific Islands Roundtable on Ratification and Implementation of the ICC Statute,' Port Vila, ICC, 31 May 2019 <<https://www.icc-cpi.int/about/cooperation/pacific-islands-roundtable-ratification-and-implementation-rome-statute-port-vila>>.
- 107) Report of the Bureau on Non-Cooperation, Assembly of States Parties, twelfth session, the Hague 20–28 November 2013, ICC-ASP/12/34, 7 November 2013, para. 18, p. 3.
- 108) ICC-CPI-20221024PR1679, 24 October 2022 <<https://www.icc-cpi.int/news/icc-president-visits-japan-meets-senior-officials-and-concludes-cooperation-agreement-unafei>>; Junko Horiuchi, 'Int'l Criminal Court Head "Keen" to Set Up 1st Regional Office in Japan' *Kyodo News*, 21 October 2022 <<https://english.kyodonews.net/news/2022/10/6c0da14d5c19-icc-head-keen-to-set-up-1st-regional-office-in-japan.html?phrase=Toshiba&words=>>. 日本は 2012 年 5 月 29 日、締約国会議事務局からアジア太平洋地域の非協力対策の拠点に指定された。Report of the Bureau on Non-Cooperation, Assembly of States Parties, twelfth session, the Hague 20–28 November 2013, ICC-ASP/12/34, 7

- November 2013, para. 18, p. 3.
- 109) 'Press Release' Ministry of the Office of the State Counsellor, Republic of Myanmar, 9 August 2018 <<https://reliefweb.int/report/myanmar/government-republic-union-myanmar-ministry-office-state-counsellor-press-release>>.
- 110) ICC-RoC46(3)-01/18-37, 6 September 2018, paras. 37-48. しかし、客観的な国際法人格に関する裁判所の「長い論文」によっても、ミャンマーが提起した論点は十分には答えられていないと評されている。Michail Vagias, 'Decision on the Prosecution's Request for a Ruling on Jurisdiction under Article 19(3) of the Statute,' (2019) 113 American Journal of International Law 368, 368-376.
- 111) 'ICC Statement on The Philippines' notice of withdrawal: State participation in Rome Statute system essential to international rule of law' 20 March 2018, <<https://www.icc-cpi.int/Pages/item.aspx?name=pr1371>>.
- 112) 'Republic of the Philippines' <<https://www.icc-cpi.int/philippines>>.
- 113) ICC-01/17-9-Red, 9 November 2017, para. 24. See also, Report on preliminary examination activities (2019), The Office of the Prosecutor, ICC, 5 December 2019, <<https://www.icc-cpi.int/itemsDocuments/191205-rep-otp-PE.pdf>>.
- 114) ICC-01/21-12, 15 September 2021.
- 115) ICC-01/21-14, 18 November 2021.
- 116) ICC-01/21-46, 24 June 2022.
- 117) ICC-02/17-138, 5 March 2020.
- 118) ICC-02/17-139, 15 April 2020.
- 119) 'Statement of the Prosecutor of the International Criminal Court, Karim A. A. Khan QC, following the application for an expedited order under article 18(2) seeking authorisation to resume investigations in the Situation in Afghanistan' <<https://www.icc-cpi.int/news/statement-prosecutor-international-criminal-court-karim-khan-qc-following-application>>.
- 120) ICC-02/17-161, 27 September 2021.
- 121) ICC-02/17-196, 31 October 2022.
- 122) ICC-02/17-165, 8 October 2021.
- 123) ICC-02/17-169-AnxI, 18 October 2021.
- 124) ICC-02/17-161, 27 September 2021.
- 125) ICC-02/17-186-Red, 21 April 2022.

(越智 萌, 立命館大学大学院国際関係研究科・国際関係学部准教授)

Expanding Contents of “Cooperation with the International Criminal Court (ICC)”: Criminalization, Promotion, and Dialogue in the Asia-Pacific

The practices of the International Criminal Court (ICC) over the past 20 years indicate that the content of what is meant by “cooperating with the ICC” has expanded significantly from what was envisioned in the Statute of the ICC (ICC Statute). In addition to traditional international cooperation in criminal and monetary matters, it now seeks further domestic criminalization, ICC promotion, and even dialogue with non-State Parties. This paper aims to construct a conceptual framework for grasping the contents of expanded “cooperation with the ICC” through examining the practices in Asia-Pacific countries, a region that has been described as the region most reluctant to engage with the ICC. It first examines the expected contents of “cooperation with the ICC” and develops a conceptual framework with two ‘statutory’ forms of cooperation (cooperation in ICC proceedings and financial cooperation) and three ‘non-statutory’ forms of cooperation (criminalisation, promotion, and dialogue participation). Secondly, it applies this conceptual framework to examine the practice of “cooperation with the ICC” by Asia-Pacific countries. Finally, it discusses prospects based on the challenges of expanded “cooperation with the ICC”.

(OCHI, Megumi, Associate Professor, Graduate School of International Relations and College of International Relations, Ritsumeikan University)